

## 給 与 規 程

### 第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人 Peace & Nature(以下「P&N」という)の職員の給与の支給に関する事項を定めたものである。但し、留学生やインターンシップ学生を雇用する場合は、法人と契約者との契約書に沿った支給とする。

### 第2条（適用範囲）

この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

### 第3条（給与等の定義）

この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

### 第4条（給与支給額）

給与支給額は、正規の勤務時間による報酬とし、基本 1 時間当たり 1,010 円～2,000 円の範囲とし、役職、勤務形態、業務経験、職務遂行能力、技能等を考慮して、各職員の給与支給額を代表理事が決定する。

### 第5条（給与計算期間及び締切日）

給与計算期間は、毎月1日から月末までとし、月末を締切日とする。

### 第6条（給与の支払日）

給与は、翌月初めに各職員から提出された月次活動記録に基づき、翌月の 5 日に支払う。

### 第7条（給与の支払方法）

1. 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。
2. 所定の手続きにより給与の振り込みを受ける預貯金の口座を法人に届け出なければならぬ。
3. 新たに採用した者に対しては、試用期間中(6カ月間)とし、雇用契約に沿って支払う。
4. 負傷または疾病のため引き続いて欠勤したときの給料については支払わない。
5. 私事のため欠勤したときは、給料及び諸手当を日割・時間割計算によって控除する。
6. 懲戒により出勤停止を命じられたときは給料を支給しない。

### 第8条（給与からの控除）

次の各号の金額は本人との話し合いの上で給料より控除する。

#### (1) 給与所得税

(2)健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料および雇用保険料

第9条（労働時間）

所定労働時間は、個別に雇用契約書において定める。

第10条（交通費）

職員の交通費は、旅費交通費規程で定めるものとする。

第11条（改 廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。